

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมกิจการผลิตหรือให้บริการระบบเกษตรสมัยใหม่
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ ส.3/2563

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 Sor. 3/2563 号に基づく
現代農業システム製造またはサービスへの奨励申請

仏暦2563年（2020年） 5月 14日付投資委員会布告第 Sor. 3/2563 号「投資委員会布告第 2/2557 号に基づく投資奨励対象業種表の改定」の業種 1.23 現代農業システム製造またはサービスへの投資奨励を明確化するために、投資委員会事務局は以下の通り説明する。

第1項 本説明書において

1.1 「現代農業システム」とは、農業品生産工程の効率化、生産性向上、コスト削減、消費者を含む農業品生産工程のサプライチェーンの改善を目的として、機械、ソフトウェア、およびデジタルテクノロジーを導入して農業の改善に活用するシステムを指す。

1.2 「システム」とは、指定された地域における機械、設備、ソフトウェアまたはプラットフォームのパターンまたは共同で作動するプロセス、およびその他のサポートユニットを指す。

1.3 「ソフトウェアまたはプラットフォーム」とは、農業地域での機械／設備を管理・制御し、農業の効率化を実現するために農業地域内データ（Internal Data）および地域の地理情報、農業品の価額などの外部機関からのデータ（External Data）を収集し分析・処理を行うアプリケーションを指す。

第2項 奨励申請事業範囲

2.1 自社でシステムおよびソフトウェアの設計を有する場合における現代農業システム製造またはサービスは、申請者が自ら以下のように行うこと。

1) 機械または設備とソフトウェアが共同で作動するようにシステム開発・設計および機械または設備の設置のプロセスを有すること。

2) 農業地域での機械／設備を管理・制御し、農業の効率化を実現するために農業地域内データ（Internal Data）および地域の地理情報、農業品の価額などの外部機関からのデータ（External Data）を収集し、機械学習（Machine Learning）利用などによる分析・処理を行うシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームを開発すること。

2.2 自社でシステムおよびソフトウェアの設計がない場合における現代農業システム製造またはサービスは、申請者がタイ国内の開発者、特にスタートアップ企業にシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームの開発を委託することが出来る。また1社以上に委託可能である。システム、ソフトウェアまたはプラットフォーム開発への支出が10,000,000 バーツ以上有る事。尚、申請者が自ら以下のように行うこと。

- 1) プログラムの要求 (Requirement) を決定すること。
- 2) 農業地域での機械／設備を管理・制御し、農業の効率化を実現するために農業地域内データ (Internal Data) および地域の地理情報、農業品の価額などの外部機関からのデータ (External Data) を収集し、機械学習 (Machine Learning) による分析・処理を行うシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームがある現代農業システムのサービス提供を有すること。

2.3 現代農業システムと共に使用する機械または設備は、社内製造、他社への製造委託、または調達出来る。尚、当該の機械または設備は、現代農業システムを実現するためにソフトウェア、農業地域におけるマネジメントシステムと共同で作動しなければならない。

第3項 法人所得税免除の対象となる投資金額および収入の計算

3.1 プロジェクトの投資金額は投資委員会事務局布告第 Por. 1/2545 号に基づく。

3.2 サービス提供に使用する機械代金および設備代金は、投資規模の対象としない。

3.3 自社でシステムおよびソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有する場合、法人所得税免除の対象となる収入は、現代農業システムの販売または賃貸、並びに設置費、メンテナンス費用、ソフトウェアまたはプラットフォームのアップグレード費用など当該システム開発によるサービスによる収入でなければならない。但し、機械または設備の入れ替えによる収入は対象外とする。

3.4 自社でシステムおよびソフトウェアまたはプラットフォームの設計がない場合、申請者がタイ国内の開発者、特にスタートアップ企業による開発への支出を操業予定日の前までに 10,000,000 バーツ以行う事。また、投資委員会事務局布告第 Por. 1/2545 号に基づく投資金額の定義に基づく投資金額の計算のほかに、システム、ソフトウェアまたはプラットフォーム開発者であるタイ国内の開発者による開発委託への支出を法人所得税免除対象金額とすること。但し、機械または設備の販売または賃貸による収入は、法人所得税免除対象の収入としない。

第4項 審査用の書類／情報

4.1 自社でシステムおよびソフトウェアの設計を有する場合

事務局によるプロジェクト審査用に以下のような書類／情報を用意すること。

- 1) プロジェクト全体を説明するコンセプトモデル (Conceptual Model) : 使用できるフィーチャー (feature)/ファンクション (function)/モジュール (module) およびソフトウェア開発に使用するテクニックを明記すること。
- 2) 建築デザイン (Architectural Design)
- 3) ソフトウェア開発に使用するツールとプログラミング言語
- 4) ソフトウェア開発にかかる期間
- 5) サービス提供の手順
- 6) ビジネスモデル (Business Model) / インカムモデル (Income Model) : プロジェクトの収入源

4.2 自社でシステムおよびソフトウェアの設計がない場合

事務局によるプロジェクト審査用の以下のような書類／情報を用意すること。

- 1) 開発委託の詳細: 受託者／見積書または委託契約書 (あれば) / ソフトウェア要求書 (Software Requirement) / 開発委託にかかる費用
- 2) プロジェクト全体を説明するコンセプトモデル (Conceptual Model) : 使用できるフィーチャー (feature)/ファンクション (function)/モジュール (module) を明記すること。
- 3) ビジネスモデル (Business Model) / インカムモデル (Income Model) : プロジェクトの収入源

以上、お知らせする。

投資委員会事務局
仏暦2563年 (2020年) 9月9日